

健康

高齢者用23価肺炎球菌ワクチン予防接種(定期接種)の
 対象年齢と接種期間が変更されます

▶申し込み・問い合わせ 健康課 ☎73-3014

国の方針により、令和6年度から、対象年齢と接種期間が変更されます。

対象者
 ① 満65歳の人
 ② 60〜64歳で、心臓、じん臓、呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいや身体障害者手帳1級に該当する人
 ※過去に接種したことのある人は対象外です。

接種期間
 ① 65歳の誕生日前日から、66歳の誕生日前日
 ② 60歳の誕生日前日から、65歳の誕生日前日
 ※期間外の接種は、任意接種扱いで全額自己負担となります。

予診票発送時期
 今年度新たに対象となる人のみ、予診票を発送します。

① 65歳の誕生日の翌月上旬
 ② 4月下旬または6歳の誕生日の翌月上旬

接種費用
 2,000円
 ※生活保護世帯または市民税非課税世帯の人は、接種時に証明書類を医療機関に提出すると、接種費用が無料になります。



▲予防接種の詳細はこちら

くらし

運転免許証を持っていない65歳以上の皆さんへ
 福祉タクシー利用券を交付しています

▶申し込み・問い合わせ 福祉課 ☎73-3015

新たに該当する人や交付申請がまだの人は、福祉課または各支所で申請をしてください。

※既に申請済みの人は、再度申請する必要はありません。

対象者
 市内に住所を有する満65歳以上の運転免許証(原付含む)を持っていない人(自主返納した・失効した・取得したことがない)

申請に必要なもの(いずれか1つ)
 ・ 警察署が交付する取消通知書
 ・ 運転経歴証明書
 ・ 失効した運転免許証など

利用券交付額
 年間8,000円
 (500円券×16枚)

※交付された本人のみ使用可能です。(同乗は可)
 ※不正な使用・申請があった場合は、利用券の返還や交付資格を取り消します。

※利用券2枚(1,000円分)を市コミュニティバス回数券と交換できます。バスの乗車時に交換してください。

集団交付について
 既に申請済みの人は、3月末に送付する「福祉タクシー利用券の受取について(ご案内)」を確認し、受取場所にお越しください。

くらし

「高齢者等ごみ出し支援事業」をご活用ください

▶申し込み・問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

自ら集積所までごみを出しに行くことが困難な人を対象に、自宅玄関先までごみの収集に伺います。

対象者
 市内在住で、世帯全員が「要支援1」・「要介護5」のいずれかの認定を受けている、もしくは次の交付を受けている世帯
 ・ 身体障害者手帳
 ・ 療育手帳
 ・ 精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療受給者証(精神通院医療)
 ・ 特定医療費(指定難病)受給者証

収集回数
 週1回

※粗大ごみは対象外です。
 ※ごみが出ていない場合、声掛けによる安否確認を行います。

利用料
 1世帯につき、
 1カ月 1,000円
 ※口座振替

申請先
 環境衛生課または各支所
 ※代理申請も可能です。



健康

国民健康保険加入者の皆さんへ

▶申し込み・問い合わせ 健康課 ☎73-3014

4月から国民健康保険高額療養費支給申請手続きが簡素化(自動振込)できます

これまで診療月ごとに申請手続きが必要でしたが、次の手続きをすることで、以降の申請が不要となり、自動的に指定先の口座へ振り込まれます。

手続き方法
 対象世帯に送付される通知文に同封の「申請書」と「国民健康保険高額療養費支給申請手続簡素化申出書兼同意書」を、健康課または各支所へ提出してください。

※国民健康保険税の滞納や世帯主が変更または死亡した場合は、自動的に解除となります。

※次の場合は自動振込の対象外です。
 ・ 国民健康保険税の滞納がある世帯
 ・ 3月以前に送付された「高額療養費支給申請について」記載分の高額療養費

国保人間ドックの申し込みは4月15日(月)まで

3月下旬に送付した「国保人間ドックのご案内」を確認し、同封の申込書を提出してください。

対象者
 昭和25年4月1日から昭和60年3月31日生まれの国民健康保険加入者
 ※国保の適用開始年月日が、令和6年4月1日以前の人に限りです。

提出先 健康課または各支所
提出期限 4月15日(月)まで



▲簡素化の詳細はこちら

くらし

国民年金のお知らせ

▶問い合わせ 市民課 善通寺年金事務所 ☎73-3005 ☎0877-62-1662

令和6年度の保険料は月額16,980円

毎月の保険料は、現金、口座振替、クレジットカードで納めることができます。

また、6カ月、1年など定められた月数分をまとめて前払いすると、割引が適用されてお得です。

産前産後期間の国民年金保険料免除制度

国民年金第1号被保険者が、平成31年2月1日以降に出生した場合、産前産後の一定期間は、国民年金保険料を納付した期間とみなされ、老齢基礎年金の受給額に反映されます。

免除期間
 ・ 出産予定日が属する月の前月から4カ月間
 ・ 多胎妊娠の場合は、出産(予定)日が属する月の3カ月前から6カ月間

※出産とは、妊娠85日以上の出産をいい、死産、流産、早産を含む。

届出時期
 出産予定日の6カ月前から可能

申請の手続き方法
 次のものを持って、市民課、各支所または年金事務所まで手続きをしてください。
 ・ 基礎年金番号が分かる書類
 ・ またはマイナンバーカードなど
 ・ 母子健康手帳

学生納付特例制度

20歳以上の学生は、本人の所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予される制度があります。

承認期間 4月から翌年3月まで

対象者
 学校教育法に規定する学校の在学学生

申請の手続き方法
 次のものを持って、市民課、各支所または年金事務所まで手続きをしてください。
 ・ 基礎年金番号が分かる書類
 ・ またはマイナンバーカードなど
 ・ 学生証のコピー(有効期限が表記されているもの) または在学証明書(原本)
 ・ 本人確認ができるもの

社会保険労務士による無料年金相談(要予約)

日時・場所
 4月10日(水) 危機管理センター
 4月23日(火) 山本庁舎
 午前10時〜午後3時

持ち物
 ・ 基礎年金番号が分かる書類
 ・ マイナンバーカードなど本人確認ができるもの
 ・ 代理人の場合は、委任状および代理人本人であることが確認できるもの

申し込み・問い合わせ
 街角の年金相談センター 高松
 ☎087-8111-6020